

登録認証機関及び登録外国認証機関の 登録の基準等に関するQ & A

2019年4月

2020年12月一部改正

2021年4月一部改正

2022年10月一部改正

2023年3月一部改正

2023年9月一部改正

2023年12月一部改正

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

まえがき

1 J A S 法令関係

(1) 登録の基準、申請・届出の手續等

- (問1) 登録認証機関又は登録外国認証機関の登録はどのような区分で行われるのですか。
- (問2) 登録認証機関又は登録外国認証機関はその事業所が所在する国以外の国の取扱業者を認証することができますか。
- (問3) ISO/IEC 17065などの登録認証機関又は登録外国認証機関の登録基準はどのような考え方で定められているのですか。
- (問4) 登録認証機関又は登録外国認証機関の役員の構成を、認証を受けようとする又は認証を受けた取扱業者のみとしてもよいですか。
- (問5) 都道府県等の地方公共団体は登録認証機関の登録を受けられますか。
- (問6) 登録認証機関又は登録外国認証機関に対する調査はどのように行われるのですか。
- (問7) 地方公共団体も国（農林水産省）の調査を受けるのですか。
- (問8) 令和3年のJ A S法施行規則の改正により、登録（登録の更新）の申請において提出が不要となった添付書類については、今後は作成・整備しなくてもよいですか。
- (問9) 登録（登録の更新）の申請において提出する添付書類のうち、「認証業務の実施方法に関する事項」を記載した書類として、どのような書類が該当しますか。
- (問10) 登録の申請の際に、「認証業務の実施方法に関する事項」を記載した書類の一部として業務規程を提出することになりますが、これとは別途、業務規程の届出をする必要がありますか。
- (問11) 登録（登録の更新）の申請書の添付書類の記載事項に変更があったときに、変更の届出が必要となるのはどの書類ですか。
- (問12) 業務規程を変更しようとするときは、業務規程の変更の届出と、登録（登録の更新）の申請書の添付書類の変更の届出の両方を行う必要がありますか。
- (問13) 認証をしたときや認証を取り消したとき等において、認証事業者の氏名・住所等について、遅滞なく報告する必要がありますが、いつまでに報告すればよいですか。
- (問14) 認証をしたとき等に公表・報告する「ほ場・工場・事業所の名称・所在地」として、認証に係る全てのほ場、工場等について公表・報告する必要がありますか。
- (問15) 登録（外国）認証機関が行う認証事業者の認証等に係る公表は、どのような方法で行うことが適当ですか。

(2) 認証事業者に対する調査

- (問16) 登録認証機関又は登録外国認証機関は認証事業者の調査をどのくらいの頻

度で行う必要がありますか。

(問17) 無通告調査とはどのようなものですか。

(問18) 無通告調査では全ての認証事項について確認しなければならないのですか。

(問19) 無通告調査を実施しなかった場合には違反になりますか。

(問20) 無通告調査の対象とする認証事業者を、どのように選定すればよいのですか。

(問21) 無通告調査の対象とする認証事業者の選定に当たり、リスクに応じた優先順位づけを行う場合、どのようにしたらよいのですか。

(問22) リスクが無い認証事業者しかいない場合は無通告調査を実施しなくてもよいのですか。

(3) 登録認証機関の情報共有

(問23) 登録認証機関はどのような場合に他の登録認証機関に情報提供を求めることができますか。

(問24) 登録認証機関は、他の登録認証機関にどのような情報の提供を求めることができますか。

(問25) 登録認証機関が他の登録認証機関に情報提供を求める場合にはどのような手続が必要となりますか。また、登録認証機関は情報提供を行うに当たり必要な手続や条件を示すことはできますか。

(問26) 個人情報保護を踏まえ、他の登録認証機関に情報提供する場合は事業者の同意が必要ですか。

(問27) 登録認証機関が情報提供を拒むことができる「正当な理由」とはどのような理由が考えられますか。

(問28) 提供された情報は提供を受けた登録認証機関において適切に取り扱われますか。

(4) その他

(問29) 認証又は認証事項を確認する際、適合の表示を付することができる「広告等」にはどのようなものが考えられますか。

(問30) 認証をする際に付する条件として、認証事業者が認証を受けている旨の情報の提供を適切に行うことについて規定されていますが、「情報の提供」に該当する範囲として、どのような手段・媒体が考えられますか。

(問31) 不適正なJASマークなどが認められた際に、その旨を農林水産大臣に報告することとなっていますが、報告すべき対象となる範囲はどこまでですか。

(問32) 認証の技術的基準における「認証機関の指定する講習会」はどのような内容である必要がありますか。

(問33) 小分け業者は、複数の小分け施設を所有している場合であっても、小分け施設ごとに認証を取得しなければなりませんか。

(問34) JAS法第2条第2項第1号(有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料を除く。)及び第2号の認証事業者に対し登録認証機関が行う実

地調査について、リモートで実施することはできますか。

(問35) 農林物資の生産行程又は流通行程についての検査を、リモートで実施することはできますか。

(問36) 林産物の製品に輸入業者を表示するにあたり、表示の仕方はどのようにすればよいですか。

2 ISO/IEC 17065関係

(1) 一般要求事項

(問37) 依頼者（認証の申請者又は認証事業者）との間でどのような合意を取り交わせばよいですか。また、当該合意に含めるべき事項は何ですか。

(問38) 依頼者（認証の申請者又は認証事業者）へのコンサルティングの申出や提供は禁止されていますが、具体的にどのような行為がコンサルティングに該当するのですか。

(問39) 認証機関と関係のある別法人の活動によって認証活動の公平性を損なうことがないようにすることが要求されていますが、登録認証機関又は登録外国認証機関と関係のある別法人とはどのような法人が該当しますか。

(問40) 認証機関と関係のある別法人が、認証製品の販売・生産、コンサルティングを行う場合等に、認証機関の管理層の要員やレビュー・認証の決定のプロセスに関わる要員が当該別法人の活動に従事することは禁止されていますが、登録認証機関又は登録外国認証機関が認証事業者の職員等を要員として任命することはできますか。

(問41) 過去に要員がコンサルティングをした製品等のレビューや認証の決定（判定）の業務に対し、当該要員に従事させない期間としてどの程度が適切ですか。

(問42) 運営から生じる債務を担保できる適切な備えを持つことが要求されていますが、どの程度の備えが必要ですか。

(問43) 会員で構成される団体である登録認証機関又は登録外国認証機関が、会員にのみ認証を行うことはできますか。また、登録認証機関又は登録外国認証機関の独自基準をJAS認証の条件とすることができますか。

(問44) 登録認証機関又は登録外国認証機関が認証の技術的基準の他に独自の基準を持ち、その基準に基づく認証活動を行うことは可能ですか。

(問45) 機密保持について、法的に拘束力があるコミットメント（約束）によって、情報の管理に責任を負う必要がありますが、業務規程に機密保持に関することを規定すればよいのですか。

(2) 組織運営機構に対する要求事項

(問46) 公平性を確保するためのメカニズムを持つことが要求されていますが、どのようなメカニズムを持つことが考えられますか。

(3) 資源に対する要求事項

(問47) 力量をマネジメントする必要がある「認証プロセスに関与する要員」とはどのような者ですか。事務のみを行う者も含まれますか。

(問48) 登録認証機関又は登録外国認証機関の長が、検査や判定を行うことは認め

られますか。

- (問49) 認証に関する業務を行う要員の力量の基準として、何を定めればよいですか。
- (問50) 要員の力量の実証や要員のパフォーマンス（要員の活動）の監視はどのように行えばよいですか。
- (問51) 外部委託が可能な評価活動にはどのようなものが該当しますか。
- (問52) 審査の外部委託先が認証に係る J A S や認証の技術的基準についての知見を有し、ISO/IEC 17065の認定を取得している場合や製品検査の外部委託先がISO/IEC 17025の認定を取得している場合は、その認定取得をもって外部委託先として適格と判断してよいですか。
- (4) プロセス要求事項
- (問53) 認証機関自身が（依頼者又は他の依頼者に）既に授与した認証を根拠にして、省略できる活動の事例にはどのようなものが考えられますか。
- (問54) 他の認証機関や試験所が実施した実地調査や製品検査の評価結果を活用し、認証をすることは可能ですか。
- (問55) 評価に関わる全ての情報及び結果のレビューとは何ですか。また、レビュー及び認証の決定が同一人物によって行われない場合において作成する認証決定のためのレビューに基づく推薦文書には、どのような内容を書けばよいのですか。
- (問56) 「認証機関の組織統制の下にある法人」は J A S 法において考えられますか。
- (問57) 依頼者に提供する認証文書に含める事項はどのような情報ですか。
- (問58) 要求事項（ J A S 等）が改正された場合に実施する処置とは何ですか。
- (問59) 認証が（認証事業者の要請で）終了した場合、又は認証の一時停止若しくは認証の取消しになった場合に実施する認証スキームで規定した処置とは何ですか。
- (問60) 認証事業者の一時停止状態を解決（解除）するために必要な手続きとはどのようなものですか。

まえがき

このQ&Aは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく、登録認証機関又は登録外国認証機関の登録に係るスキームの要求事項等を示すことにより、円滑なJAS制度の運用を図ることを目的として作成したものです。またこのQ&Aにおいて、特段断りの無い限り、「JAS法施行規則」とあるものは、日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）を指すものとします。

1 J A S 法令関係

(1) 登録の基準、申請・届出の手続等

(問1) 登録認証機関又は登録外国認証機関の登録はどのような区分で行われるのですか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関の登録の区分として5区分が定められており、当該区分ごとに登録を受けることとなります。

登録は、当該区分に含まれる一部の日本農林規格（以下「J A S」という。）についてのみ、あるいは、一部のJ A Sのうち特定の品目等についてのみ認証を行うこととして受けることもできます（必ずしも当該区分に含まれる全てのJ A Sについて認証を行うこととする必要はありません。例えば、有機農産物のJ A Sについてのみ認証する、有機農産物のJ A Sのうち品目を米に限定して認証するなど可能です。）。

登録後に、登録された区分に含まれるJ A Sのうち、それまで認証を行うこととしていなかったJ A Sについても認証を行おうとする場合は、業務規程の変更の届出や登録（更新）申請書の添付書類の記載事項の変更の届出を行う必要があります。この際、必要に応じて、農林水産省の職員又はF A M I C（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）が、認証を行う能力を備えているかなどについて審査を行います。

（J A S 法第14条第1項、第34条、J A S 法施行規則第41条、第65条）

(問2) 登録認証機関又は登録外国認証機関はその事業所が所在する国以外の国の取扱業者を認証することができますか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、登録の申請に際して規定した「認証を行おうとする区域」における取扱業者について認証することができます。

「認証を行おうとする区域」としては、登録認証機関又は登録外国認証機関の事業所が所在する国に留まらず、任意の区域を規定することが可能です。

ただし、登録外国認証機関にあつては、日本国内を「認証を行おうとする区域」として規定することはできません。

（J A S 法第14条第1項、第34条、J A S 法施行規則第40条、第65条）

(問3) ISO/IEC 17065などの登録認証機関又は登録外国認証機関の登録基準はどのような考え方で定められているのですか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関の登録に当たっては、登録の申請者が、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごと（J A S の制定単位ごと）に農林水産大臣が定めるもの（ISO/IEC登録基準）に適合することが必要です。

上記は、「農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準（平成30年農林水産省告示第696号）」により定めています。

具体的には、J A Sで定められた基準の主な対象ごとに、以下のとおりISO/IECが定めた認証を行う機関に関する基準を指定していくこととしています。

なお、ISO/IEC登録基準の改正があった場合は、登録認証機関若しくは登録外国認証機関又は認証事業者に対する影響の程度等を考慮し、必要に応じて改正後のISO/IEC登録基準に対応するための移行期間を定めることとしています。

（J A S法第16条第1項第1号、第36条）

J A Sで定められた基準の主な対象	ISO/IECが定めた認証を行う機関に関する基準
製品、プロセス、サービス	ISO/IEC 17065
マネジメントシステム	ISO/IEC 17021-1
要員	ISO/IEC 17024

（問4）登録認証機関又は登録外国認証機関の役員の構成を、認証を受けようとする又は認証を受けた取扱業者のみとしてもよいですか。

（答）

認証事業者（認証を受けようとする者を含む。以下この問において同じ。）の役職員が、登録認証機関又は登録外国認証機関の役職員となることは可能です。

ただし、その者が認証業務に関する権限を有する役職（当該登録認証機関又は登録外国認証機関の代表権を有する役員を含む管理層等）に従事する場合（問40参照）や、登録認証機関又は登録外国認証機関の役員のうち、その2分の1を超える者が1認証事業者の役職員である場合は、登録認証機関又は登録外国認証機関の登録の要件を満たさないことになります。

（J A S法第16条第1項第2号、第36条）

（問5）都道府県等の地方公共団体は登録認証機関の登録を受けられますか。

（答）

登録認証機関の登録は、登録の申請者が欠格条項（J A S法第15条）に該当せず、かつ、登録の基準（J A S法第16条）に適合する場合に受けることができます。

都道府県等の地方公共団体であっても、これらの条件を満たせば登録認証機関の登録を受けることができます。

なお、ISO/IEC 17065 4.2.6などにおいて、認証機関が属する法人のいかなる部門も、認証の申請者等に対しコンサルティングの申出や提供を行うことが禁止されていますので、登録の申請に当たっては、事前に他部門の業務内容を十

分把握・調整する必要があります（問38～問41参照）。

（問6）登録認証機関又は登録外国認証機関に対する調査はどのように行われるのですか。

（答）

登録認証機関又は登録外国認証機関に対しては、農林水産省又はFAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）の職員が、

- ① 登録（登録の更新）の申請に際して行う審査
- ② 登録後に認証業務の実施状況の確認のために行う検査等
- ③ 業務規程の変更の届出等に際して必要に応じて行う検査等
- ④ 登録の基準等への適合性や認証業務の適正性に疑義が生じた場合に行う検査等

を行うこととしています。

これらの実施に当たっては、登録の基準等に適合しているかや、認証業務が適正に行われているかについて、申請・届出書類の書類審査、事務所や施設等における記録類のチェックや聞き取り調査、認証業務の実施に際しての立会いなどにより確認します。その結果、不適切と認められる場合は、必要な措置を講ずることを指導するほか、適合命令、改善命令、業務停止命令、登録の取消し等の処分を行う場合があります。

（JAS法第14条、第34条、第36条、第65条第1項、第66条第1項）

（問7）地方公共団体も国（農林水産省）の調査を受けるのですか。

（答）

地方公共団体である登録認証機関であっても、認証業務の適正な実施を確保するためFAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）による審査、検査等を受けることとなります。

（JAS法第14条、第65条第1項、第66条第1

項）

（問8）令和3年のJAS法施行規則の改正により、登録（登録の更新）の申請において提出が不要となった添付書類については、今後は作成・整備しなくてもよいですか。

（答）

令和3年4月1日のJAS法施行規則改正により、同日以降、登録認証機関又は登録外国認証機関の登録（登録の更新）の申請において、従前、提出が必要であった一部の添付書類について、その提出が不要となりました（下表参照）。

提出不要となった書類については、申請時に提出する必要はありませんが、登録の基準（ISO/IEC 17065等）に適合した認証業務を適切・円滑に行うため

に、これらの書類に記載されるべき事項等に関して、組織内で手順を確立しておく、共通認識を持っておく等の対応が必要になります（その方法としては、従前と同様、書類を作成・整備したり、書類を作成・整備しない場合は申請者の職員等への口頭周知・取り決め等をしたりすることが考えられます。）。

また、これらの対応状況については、農林水産省又はFAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）の職員が行う審査、検査等（問6参照）における確認の対象となります。

～令和3年3月 (登録・登録の更新の申請において提出が必要な 添付書類・記載事項)	令和3年4月～ (提出の要・不要)
1-1 定款	不要
1-2 登記事項証明書	要 (登録外国認証機関のみ。登録認証機関は提出不要。)
2-1 認証業務を行う組織に関する事項	要
2-2 認証業務に従事する者の氏名、略歴、担当業務範囲	不要
2-3 2-1、2-2のほか認証業務の実施方法に関する事項	要
2-4 (認証業務以外の業務を行っている場合) 当該業務の種類、概要、全体の組織に関する事項	要
2-5 (認証業務又はこれに類似する業務の実績がある場合) その実績	不要
3 認証業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え、財務内容の健全性に関する事項を記載した書類	不要
4 申請日の属する事業年度の事業計画、収支予算に関する書類	不要
5 主要な株主の構成（当該株主が認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類	要
6 役員の氏名、略歴、担当業務範囲を記載した書類	要

(JAS法第14条第1項、第34条、JAS法施行規則第40条、第65条)

(問9) 登録（登録の更新）の申請において提出する添付書類のうち、「認証業務の実施方法に関する事項」を記載した書類として、どのような書類が該当しますか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関の登録（登録の更新）の申請の際に、提出が求められている添付書類の1つとして、「認証業務の実施方法に関する事項」を記載した書類があります。

当該書類は、農林水産省又はFAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）が行う審査等において、登録の基準等に適合するかどうかの確認等を円滑に行うために必要なものとして、具体的には、以下(1)及び(2)の書類が該当します。

(1) 業務規程（認証業務の運営方針、運営体制、認証実施の流れなど、認証業務の実施方法の骨格となる規程のみ。JAS法第21条の「業務規程」に該当。）

※ これに関連付けたマネジメントシステムに関する手順書・認証業務を細分化した個別業務に係るマニュアル等（いわゆる下位規程）や、認証事業者との間で取り交わす諸書類の様式など、業務の詳細に関する規程は提出不要。

(2) 登録の基準（ISO/IEC 17065等）の各要求事項とこれらへの対応内容・関係す

る業務規程類を記載した自己チェックリスト（農林水産省ホームページ（https://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/tetuzuki_sonota.html）に掲載されている様式を参照。登録の更新の申請においては、(1)に変更がある場合のみ、当該変更に関係する項目について提出。）

（JAS法第14条第1項、第21条、第34条、第36条、JAS法施行規則第40条、第45条、第52条、第65条、第68条、第74条）

（問10）登録の申請の際に、「認証業務の実施方法に関する事項」を記載した書類の一部として業務規程を提出することになりますが、これとは別途、業務規程の届出をする必要がありますか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、認証業務の開始前に、業務規程（問9の(1)参照）を届け出ることが求められていますが、登録の申請に当たって、申請書の添付書類として業務規程を提出することが必要となるため、添付書類として提出されたことをもって、当該届出が行われたとみなすこととします（あらためて業務規程の届出をする必要はありません。）。

（JAS法第14条第1項、第21条、第34条、第36条、JAS法施行規則第40条、第45条、第52条、第65条、第68条、第74条）

（問11）登録（登録の更新）の申請書の添付書類の記載事項に変更があったときに、変更の届出が必要となるのはどの書類ですか。

(答)

登録（登録の更新）の申請書の添付書類の記載事項に変更があったときは、農林水産省又はFAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）

が、登録認証機関又は登録外国認証機関が、引き続き登録の基準等に適合しているかどうかを把握するため、変更の届出を行うことが求められています。

変更の届出が必要となる書類等については、下表を参照してください。

添付書類 (登録(登録の更新)の申請において提出が必要なもの)※ ¹		変更の届出の 要・不要
1	登記事項証明書	不要
2	以下の事項を記載した書類	
2-1	認証業務を行う組織に関する事項	要
2-2	2-1のほか認証業務の実施方法に関する事項	(1) 業務規程(認証業務の運営方針、運営体制、認証実施の流れなど、認証業務の実施方法の骨格となる規程のみ) (2) 登録の基準(ISO/IEC 17065等)の各要求事項とこれらへの対応内容・関係する業務規程類を記載した自己チェックリスト※ ²
2-3	(認証業務以外の業務を行っている場合)当該業務の種類、概要、全体の組織に関する事項	要
3	主要な株主の構成(当該株主が認証事業者である場合には、その旨を含む。)を記載した書類	要
4	役員の氏名、略歴、担当業務範囲を記載した書類	要

※¹ 令和3年4月1日以降に提出が必要なもの(問8の表において「要」としているもの)。

※² 登録の申請においては、(1)に変更がある場合にのみ、当該変更に関する項目について提出が必要なもの(問9の(2)参照)。

(JAS法第14条第1項、第34条、JAS法施行規則第46条、第69条)

(問12) 業務規程を変更しようとするときは、業務規程の変更の届出と、登録(登録の更新)の申請書の添付書類の変更の届出(JAS法施行規則第46条)の両方を行う必要がありますか。

(答)

業務規程の変更については、①業務規程の変更の届出(JAS法第21条第1項、JAS法施行規則第52条。届出時期：変更後の業務の開始前)が求められることに加え、問9において、登録(登録の更新)の申請書の添付書類として業務規程を位置付けているため、②添付書類の記載事項の変更の届出(JAS

法施行規則第46条。届出時期：記載事項に変更があったとき）が求められることとなります。

しかしながら、同一の変更について、複数の届出を行うことは合理的でないため、通常、先に行うこととなる①の届出が行われたことをもって、②の届出が行われたとみなすこととします（①の届出をすれば、あらためて②の届出をする必要はありません。）。

なお、この場合の対象となる「業務規程」としては、認証業務の運営方針、運営体制、認証実施の流れなど、認証業務の実施方法の骨格となる規程のみとし、これに関連付けたマネジメントシステムに関する手順書・認証業務を細分化した個別業務に係るマニュアル等（いわゆる下位規程）や、認証事業者との間で取り交わす諸書類の様式など、業務の詳細に関する規程の変更については、変更の届出を行う必要はありません（問11も参照）。

（J A S 法第21条第1項、J A S 法施行規則第46条、第52条）

（問13）認証をしたときや認証を取り消したとき等において、認証事業者の氏名・住所等について、遅滞なく報告する必要がありますが、いつまでに報告すればよいですか。

（答）

認証事業者としての地位を得た又は失ったことに関しては、現に農林物資等に付された格付の表示や適合の表示（J A S マーク）について、農林水産省又はF A M I C（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）が適当かどうかの確認に支障が生じないよう、迅速に把握する必要があるため、概ね1ヶ月以内に、それら以外に関しては、概ね1年以内に報告をしてください（下表参照）。

報告の種類	報告時期
1-1 認証の報告 （認証をしたとき）	認証したときから概ね1ヶ月以内
1-2 認証変更の報告 （1-1の報告をした事項に変更があったとき）	変更があったときから概ね1年以内
2 業務停止請求の報告 （認証事業者に対して格付業務の停止等を請求したとき）	請求したときから概ね1ヶ月以内
3 認証事業者の業務廃止の報告 （認証事業者が格付業務・適合の表示業務を廃止したとき）	認証事業者が業務を廃止したときから概ね1ヶ月以内
4 認証の有効期間満了の報告 （認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効	有効期間が満了したときから概ね1ヶ月以内

期間が満了したとき)	
5 認証の取消しの報告 (認証を取り消したとき)	認証を取り消したときから概ね1ヶ月以内

(J A S 法第19条第3項、 J A S 法施行規則第49条第1項～第6項)

(問14) 認証をしたとき等に公表・報告する「ほ場・工場・事業所の名称・所在地」として、当該認証事業者の認証に係る全てのほ場、工場等について公表・報告する必要がありますか。

(答)

認証をしたとき及び格付業務等の廃止をしたときに公表・報告する(当該事項に変更があったときに公表・報告する場合を含む。)こととなっている「当該認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地」については、当該認証事業者のほ場・工場・事業所が2以上ある場合にあつては、そのうちの主たるもの1箇所(例:面積が最も大きい、生産量・製造量が最も多い等)のみを公表・報告の対象とします*。(格付業務停止等の請求をしたとき及び認証を取り消したときの公表・報告については、主たるものに限らず、全てのほ場、工場等を公表・報告の対象とします。)

※ 例えば、①新規事業者についてはほ場が3箇所ある場合は、そのうち主たるもの1箇所のみを公表・報告すればよく、また、②既存の認証事業者についてはほ場が3箇所追加される場合であつて、追加されたほ場が主たるものに該当しない場合は、公表・報告しなくても構いません。

なお、公表・報告の対象外となるもの(主たるもの以外のもの)については、公表・報告をする必要はありませんが、公表・報告をすることを妨げるものではありませんので、登録認証機関又は登録外国認証機関の判断により、公表・報告をして構いません。

なお、公表・報告の対象外のほ場・工場・事業所の名称・所在地の情報についても、登録認証機関又は登録外国認証機関として適正に把握・管理する必要があるとともに、農林水産省又はFAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)の職員が行う審査、検査等(問6参照)における確認の対象となることがありますので、ご注意ください。

(J A S 法第19条第2項、第3項、第36条、 J A S 法施行規則第48条第1項第4号、第49条第1項～第3項、第5項、第6項、第71条、第72条)

(問15) 登録(外国)認証機関が行う認証事業者の認証等に係る公表は、どの

ような方法で行うことが適当ですか。

(答)

登録（外国）認証機関が J A S 法施行規則第48条第 1 項第 4 号に基づき行う認証事業者の認証等に係る公表については、登録（外国）認証機関の事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供することとされています。

このことについて、閲覧者の利便性の向上の観点から、公表する資料は可能な限り電子化（PDF ファイルへの変換など）して保存・管理するとともに、オンライン（ホームページへの掲載や、要請に応じた電子メール等での送付など）による情報の提供にも、可能な限り対応できるよう努めてください。

ホームページを用意していないためこれらの情報を掲載することができない場合にあつては、代替手段として農林水産省ホームページにおいて掲載することも可能ですので、ご相談ください。

(2) 認証事業者に対する調査

(問16) 登録認証機関又は登録外国認証機関は認証事業者の調査をどのくらいの頻度で行う必要がありますか。

(答)

認証事業者が認証の技術的基準に適合していることや格付及び格付の表示又は適合の表示を適切に実施していることを確認するための調査を、原則として認証日又は前回の調査日からおおむね 1 年以内に行う必要があります（農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間（平成18年農林水産省告示第217号））。

また、当該調査は、認証事業者に事前に通知して行うほか、認証事業者の全部又は一部に対し無通告により行うこととしています。

なお、特に調査を行う必要があると認めた場合はその都度調査を行うこととなります。

(J A S 法第19条第 2 項、第36条、 J A S 法施行規則第48条第 1 項第 2 号ハ、第71条)

(問17) 無通告調査とはどのようなものですか。

(答)

無通告調査は、登録認証機関又は登録外国認証機関が認証事業者の認証事項の確認のために行う調査手法の 1 つであり、抜き打ちで行うことにより、平時からの認証事業者の適正な業務の実施を促すことを目的とするものです。

具体的には、認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しているかどうかの確認のための調査を、アポイントのない「事前に通知することなく」工場や事務所を訪問して行うことをいいます。あらかじめ訪問の時間や時期の範囲を連絡しそのタイミングで訪問する場合や暗に訪問日時をほのめかす

場合は無通告調査には該当しません。

(JAS法第19条第2項、第36条、JAS法施行規則第48条第1項第2号ニ、第71条)

(問18) 無通告調査では全ての認証事項について確認しなければならないのですか。

(答)

無通告調査の実施に当たっては、その目的に照らし、必ずしも全ての認証事業者について実施する必要はなく、また、全ての認証事項についての確認を行う必要もありません。

なお、重大な不適合が生じるリスクが高いポイントを中心に調査するなど、効果が上がる方法で行うことが望ましいと考えます。

(JAS法第19条第2項、第36条、JAS法施行規則第48条第1項第2号ニ、第71条)

(問19) 無通告調査を実施しなかった場合には違反になりますか。

(答)

無通告調査の実施に当たっては、無通告調査導入の趣旨を踏まえ、実効性・合理性・効率性を考慮の上、あらかじめ業務規程においてその実施方針を定める必要があります。具体的には、実施手順・方法などのほか、対象とする事業者の選定基準（一定期間内において登録認証機関又は登録外国認証機関が行う総実施回数（例えば、「2年間に5事業者程度」など）を含む。）を定めることが考えられます。

仮に、正当な理由なく、当該実施方針どおりに無通告調査を実施しなかった場合は、認証業務の方法に関する基準に適合しないと判断される可能性があります。

(JAS法第19条第2項、第21条第2項、第36条、JAS法施行規則第48条第1項第2号ニ、第52条、第71条、第74条)

(問20) 無通告調査の対象とする認証事業者を、どのように選定すればよいのですか。

(答)

無通告調査の対象とする認証事業者の選定は、認証に係る農林物資の種類や農林物資の取扱い等の方法の区分の特性、不適合の影響や発生確率等を勘案して行う必要があります。

例えば、リスクに応じて優先順位をつけて訪問事業者を選定する、リスクに差がなければ長期計画を立てて全ての認証事業者を数年かけて訪問するなどの方法も考えられます。

登録認証機関又は登録外国認証機関ごとの実態に応じ、その効果が最大限に

發揮できる選定方法により、無通告調査を実施してください。

(JAS法第19条第2項、第36条、JAS法施行規則第48条第1項第2号ニ、第71条)

(問21) 無通告調査の対象とする認証事業者の選定に当たり、リスクに応じた優先順位づけを行う場合、どのようにしたらよいですか。

(答)

例えば、過去の調査における結果や不適合の有無・程度、責任者の交代の有無、アイテム数の多寡、新アイテムの製造開始の有無、季節要因で実際の生産時に訪問できない場合があるかなどの事項を考慮し、認証事業者ごとに点数化するなどして、不適合が生じるリスクが高い認証事業者を優先的に訪問することなどが考えられます。

(JAS法第19条第2項、第36条、JAS法施行規則第48条第1項第2号ニ、第71条)

(問22) リスクが無い認証事業者しかない場合は無通告調査を実施しなくてもよいですか。

(答)

全ての認証事業者についてリスクが非常に小さいと判断される場合は、結果として登録認証機関又は登録外国認証機関が行う無通告調査の回数が少なくなることが考えられます。

しかしながら、各認証事業者のリスクは変動し得ること(例えば、責任者の交代や新アイテムの製造開始といった状況が、全ての認証事業者について長期間生じないことは考えにくい。)、長期計画をたてて全ての認証事業者を数年かけて訪問する方法も考えられることなどから、著しく長い期間、無通告調査を実施しなかった場合は、登録認証機関又は登録外国認証機関が定める実施方針の内容が無通告調査導入の趣旨に合致しているかなどについて、認証事業者の状況などを含め確認の上、指導等を行う場合があります。

(JAS法第19条第2項、第36条、JAS法施行規則第48条第1項第2号ニ、第71条)

(3) 登録認証機関の情報共有 (JAS法第19条第4項、JAS法施行規則第50条)

(問23) 登録認証機関はどのような場合に他の登録認証機関に情報提供を求められますか。

(答)

登録認証機関は、認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関が保有する情報が必要な場合には、他の登録認証機関に対して情報の提供を求められます。「認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関が

保有する情報が必要な場合」とは、例えば、

- ① 同等性の承認のある外国に向けて自己が発行した証明書を付して農林物資を輸出した事業者について、当該外国から当該農林物資又は当該事業者について照会があった場合に、当該照会事項に回答するに当たり、当該事業者が認証を受けている他の登録認証機関が保有する当該事業者の情報が必要なとき
 - ② 新たに自己の認証を受けようとする事業者や既に自己の認証を受けている事業者についての認証業務を行うに当たり、当該事業者が他の登録認証機関の認証を受けており、当該他の登録認証機関が保有する当該事業者の情報が必要な場合
 - ③ 新たに自己の認証を受けようとする事業者や既に自己の認証を受けている事業者についての認証業務を行うに当たり、当該事業者の外注管理先が他の登録認証機関の認証を受けており、当該他の登録認証機関が保有する当該外注管理先の情報が必要な場合
 - ④ 自己の認証を受けている事業者が扱う格付品の適合性を確認するに当たり、当該格付品の原材料等の格付又は格付の表示を行った当該事業者が他の登録認証機関の認証を受けており、当該他の登録認証機関が保有する当該事業者の情報が必要な場合
- などが考えられます。

(問24) 登録認証機関は、他の登録認証機関にどのような情報の提供を求められますか。

(答)

登録認証機関は、「登録認証機関が認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報として主務省令で定めるもの」について、他の登録認証機関に提供を求められます。具体的には、JAS法施行規則第50条において次の情報を定めています。

- (1) 事業者の認証にあたって行った審査及び調査の結果並びに認証の可否の判断の根拠（第48条第1項第1号イ及びロ）
- (2) 認証事業者から受け取った業務の変更又は廃止に関する通知事項（第48条第1項第1号ニ（4））
- (3) 認証事業者が認証に付された条件に違反した場合又は認証の技術的基準に適合しなくなった場合等に行った業務の改善等に関する請求の理由及び請求事項並びに当該請求への対応状況（これには認証事業者・登録認証機関双方の対応状況が含まれます。また、対応が不十分等の理由で結果的に認証を取り消した場合はその旨も含まれます。）（第48条第1項第1号ニ（7）及び（13）並びに同項第3号イ、ロ及びニ）
- (4) 認証事業者に対する定期又は不定期の調査の結果及び当該調査等の結果に基づき行った認証に係る条件の遵守等に関する判断の根拠（第48条第1項第1号ニ（9））

- (5) 認証事業者から報告された過去の格付実績（第48条第1項第1号ニ（10））
- (6) 認証事業者に対して行った報告徴収又は立入検査により確認した事項（第48条第1項第1号ニ（12））
- (7) 認証事業者が認証事項を変更した場合等に行った認証の技術的基準への適合の有無に係る判断の根拠（第48条第1項第2号イ、ロ、ハ及びホ）
- (8) 認証事業者が認証に係る条件に違反した場合に行った指導の理由及び内容並びに認証の取消しその他の措置の内容（第48条第1項第3号へ）
- (9) 輸出に係る証明書を発行した際の審査の結果及び当該結果に基づき行った判断の根拠に関する情報（第48条第1項第5号）
- (10) 情報提供依頼の対象となる事業者がJAS法第69条第1項各号に掲げる場合に該当するものとして主務大臣に対して行った報告の内容（第49条第7項）

（問25）登録認証機関が他の登録認証機関に情報提供を求める場合にはどのような手続が必要となりますか。また、登録認証機関は情報提供を行うに当たり必要な手続や条件を示すことはできますか。

（答）

登録認証機関が他の登録認証機関に情報提供を求める場合は、当該他の登録認証機関が示す手続に従って依頼を行ってください。

登録認証機関は、情報提供を行うに当たり必要な手続や条件を業務規程や下位規程に定めることができます。例えば、情報提供を依頼する理由や範囲を明示した文書による依頼を求めることや、情報提供に係る手間に応じた手数料の徴収等を定めることが考えられますが、法の規定が認証業務の円滑化を目的として情報提供義務を規定していることに鑑みれば、情報提供を受けることを困難とするような過度な手続や条件を定めることはできません。

（問26）個人情報保護を踏まえ、他の登録認証機関に情報提供する場合は事業者の同意が必要ですか。

（答）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項の規定では、個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないこととされています。JAS法第19条第4項の規定に基づく情報提供については、この「法令に基づく場合」に該当し、情報提供に当たって事業者の同意を得ることは必要ありません。

【参考】個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抜粋）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ

本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～七 (略)

2～6 (略)

(問27) 登録認証機関が情報提供を拒むことができる「正当な理由」とはどのような理由が考えられますか。

(答)

登録認証機関は、その保有する情報について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、当該情報を提供しなければなりません。

情報提供を拒むことができる正当な理由とは、例えば、

- ① 登録認証機関が業務規程や下位規程で定める文書保存期間を経過し、認証に関する情報を既に廃棄し保有していない場合
- ② 登録認証機関が業務規程や下位規程の規定に基づき要求する書類を提出しない場合や手数料を納付しない場合等、登録認証機関が定める手続や条件に従わない場合
- ③ 情報提供依頼の理由が説明されない場合又は依頼理由が不明確であるため情報提供の必要性が確認できない場合
- ④ 新たな認証の申請、認証事業者による認証条件への違反の疑い、外国からの照会等の情報提供が必要になる事態が生じている旨を確認できず、情報提供の必要性が認められない場合

が考えられます。

なお、提供する情報の一部に登録認証機関の審査担当者名等の個人情報又は登録認証機関の業務実施上のノウハウに関する情報等の機密情報が含まれており、当該情報が認証業務に必要な範囲を超えると認められる場合は、当該情報が記載されている箇所を黒塗りにして提供することが可能です。

(問28) 提供された情報は提供を受けた登録認証機関において適切に取り扱われますか。

(答)

J A S 法第28条において、登録認証機関は認証に関する業務に関して知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならないという秘密保持義務が規定されており、これは当然に他の登録認証機関から提供を受けた情報についても対象となることから、情報提供を受けた登録認証機関はこの規定を踏まえ適切に取り扱うことが求められます。

(4) その他

(問29) 認証又は認証事項を確認する際、適合の表示を付すことができる

「広告等」にはどのようなものが考えられますか。

(答)

適合の表示を付することができる「農林物資の取扱い等に関する広告」や「取扱業者に関する広告」の例として、以下が考えられます。

- ・説明書（会社案内、チラシ・ポスター、パンフレットなど）
- ・書籍
- ・Webサイト
- ・建物の外壁や看板
- ・従業員の名刺、挨拶状など

当該広告は、認証を受けた範囲や認証の内容を誤認させるようなものであってはいけません。

（JAS法第13条第1項、第19条第2項、JAS法施行規則第37条、第48条第1項第1号イほか）

（問30）認証をする際に付する条件として、認証事業者が認証を受けている旨の情報の提供を適切に行うことについて規定されていますが、「情報の提供」に該当する範囲として、どのような手段・媒体が考えられますか。

(答)

認証を受けている旨の情報の提供として、製品への表示、広告や会社ホームページ、メールマガジンのほか、電話応答、商談での説明などあらゆる手段・媒体による情報提供が対象となります。

（JAS法第19条第2項、JAS法施行規則第48条第1項第1号ニ（5）ほか）

（問31）不適正なJASマークなどが認められた際に、その旨を農林水産大臣に報告することとなっていますが、報告すべき対象となる範囲はどこまでですか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、自らが認証した事業者に、格付の表示又は適合の表示の不適正、認証の技術的基準への不適合などがあつた際は、格付の表示又は適合の表示に関する業務の停止、改善、又は取消しなど適切な措置を講じた場合、農林水産大臣に報告しなければなりません（JAS法第19条第3項、第36条、JAS法施行規則第49条第2項、第5項、第72条）。

上記の他、登録認証機関又は登録外国認証機関は、JAS法第69条第1項各号に掲げる場合のうち、自らの認証に関する業務に係るものとして、以下についてJASへの不適合等を認めた場合に、その旨を農林水産大臣に報告する必要があります（JAS法施行規則第49条第7項、第72条）。

- ① 当該登録認証機関又は登録外国認証機関が認証を行うこととしているJASに係る格付の表示若しくは適合の表示又はJASに定める基準に適合している旨の表示

② 当該登録認証機関又は登録外国認証機関が認証を行うこととしている J A S が、指定農林物資の名称の表示に関係する場合は、当該 J A S に関する指定農林物資の名称の表示

なお、上記の報告対象以外であっても、J A S 法違反が疑われるものについては、農林水産省に広く情報提供をしていただきたいと思います。

(問32) 認証の技術的基準における「認証機関の指定する講習会」はどのような内容である必要がありますか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、認証の技術的基準において登録認証機関又は登録外国認証機関が指定する講習会を受講することが規定されている場合は、当該講習会において、認証した事業者が適正に格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を実施するよう、J A S 法の内容や J A S 法に基づく認証制度の趣旨、仕組み及び格付の実施方法等について周知することが必要です。

このため、登録認証機関又は登録外国認証機関が指定する講習会では、① J A S 法や J A S 法に基づく法令、②認証に係る J A S、③認証の技術的基準、④認証の手続き等全般について周知し、受講する者が希望する区分に応じた必要事項について周知する必要があります。

また、これらの内容の理解度を評価・測定するために試験などを実施し、講習会の効果測定を行うことも有用です。

なお、受講者の利便性の向上の観点から、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して講習を行うことや、受講の申込や修了証の発行をオンライン上（電子メールの利用など）で行うことも可能です。講習をオンライン上で行う場合には、受講者の連絡先等の情報（氏名、メールアドレス等）を適正に管理することとし、これらの情報が第三者に流出することのないよう留意してください。

(問33) 小分け業者は、複数の小分け施設を所有している場合であっても、小分け施設ごとに認証を取得しなければなりませんか。

(答)

小分け業者が複数の小分け施設を所有している場合、下記①～③のとおり当該小分け業者により全ての小分け施設が一元的に管理されていれば、複数の小分け施設を 1 認証として扱うことができます。

- ① 小分け責任者が、認証の対象となる全ての小分け施設の小分けについて、小分け工程に関する計画の立案及び推進並びに工程に生じた異常等に関する処置又は指導を行っていること。
- ② 認証の対象となる全ての複数の小分け施設が、申請者が策定した共通の小分け規程及び格付表示規程により一元的に管理されていること。
- ③ 小分け責任者が、②の管理が確実に行われていることを確認すること。

(問34) J A S 法第 2 条第 2 項第 1 号 (有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料を除く。) 及び第 2 号の認証事業者に対し登録認証機関が行う実地調査について、リモートで実施することはできますか。

(答)

登録認証機関と事業者の双方においてリモート接続に必要な環境が整備されており、現地を訪問して行う実地調査 (以下「訪問調査」という。) と同水準の内容が確保できる場合は、J A S 法第 2 条第 2 項第 1 号 (有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料を除く。) 及び第 2 号の認証事業者に対し登録認証機関が行う実地調査は、1 の実施方法により、2 の事項に留意した上で、リモートで行う (以下「リモート調査」という。) ことは可能です。

ただし、以下の場合には訪問調査を行うこととし、リモート調査は認められません。

- ① 新規認証 (格付を行う農林物資の種類を追加する場合を含む。) の調査
- ② 認証事項の変更 (軽微なものを除く。) に係る調査
 - 例えば、施設の追加 (軽微なものを除く。)、内部規程の全面的な改正、格付方法の変更等を行う場合。
 - 林産物の認証事業者にあつては、上記に加え、接着剤の種類の変更、樹種の変更等、製品性能に関わる事項を変更しようとする場合も含む。
- ③ リモート調査が 2 回連続する場合 (運用に万全を期するため、同一の認証事業者に対してリモート調査を 2 回連続して行うことは認めないこととします。)
- ④ その他リモート調査では認証状況等が十分に確認できない場合

なお、上記①～④の場合において、やむを得ない事情によりリモート調査を計画する場合、必ず事前に F A M I C に理由書を提出してください。

※リモート調査が認められない場合にあつても、追加的なヒアリングや書類の徴収をオンラインで行うことは差し支えありません。

1 リモート調査の実施方法

- (1) 記録及び書類については、事前に電子ファイル等で登録認証機関に送付し、登録認証機関が確認すること。
- (2) 工場等施設の状況については、オンラインの動画撮影等により登録認証機関が確認すること。
- (3) (1)及び(2)の情報で不明な点については、オンライン又は電話等により登録認証機関が追加的に確認すること。

2 登録認証機関がリモート調査を行う際の留意事項

- (1) スマートフォン、携帯端末、P C 等を利用し、音声、画像及びデータの共有によりリモート調査を行うこと。例えば、記録などは電子メール等で写しを確認、工場等の状況については動画等で確認し、調査の証拠として動画等

- を保存する。なお、できる限りリアルタイムで実施することが望ましい。
- (2) 調査を通してセキュリティ及び機密性を確実に維持する処置を講じること。
 - (3) J A S 法施行規則第52条第3項に基づき、リモート調査の実施方法について業務規程類に規定すること。
 - (4) 調査項目のどの部分についてリモートで行ったのかが分かるよう記録すること。
 - (5) 過去（4年以内）に対象となる認証事業者の訪問調査を行ったことがある審査員が行うこと。

(問35) 農林物資の生産行程又は流通行程についての検査を、リモートで実施することはできますか。

(答)

認証事業者が行う農林物資の生産行程又は流通行程についての検査は、J A S 法施行規則第23条及び第24条において、実地の調査を規定していますが、これは調査の方法として例示したものになります。

このため、カメラ、温度計などの機器を活用することで、必ずしも実地に赴かなくとも確認できる項目（温度管理状況の確認などが想定されます。）については、現地を訪問して行う実地調査（以下「訪問調査」という。）と同水準の内容が確保できる場合には、これらの機器や技術を活用して確認することも可能です。また、訪問調査とリモート調査を組み合わせることで検査を行うことも可能です。

(問36) 林産物の製品に輸入業者を表示するにあたり、表示の仕方はどのようにすればよいですか。

(答)

林産物の製品の表示事項として、国内製造品については「製造業者」（表示を行う者が販売業者である場合にあっては、「販売業者」）名を記載することとされていますが、輸入品にあっては、製品の流通経路及び流通先の特定を確実に進めていく必要性から、次のとおり「輸入業者」名を記載する必要があります。

なお、英語表記を追記することは必要最小限で認めています。間違いの発生しないように表示してください。

記載例は次のとおりです。

(例) 構造用合板の場合

表示例 1 : 輸入業者表示+認証番号

品名	構造用合板
寸法	12mm×910mm×1820mm
接着の程度	特類
等級	2級
材面の品質	C-D
ホルムアルデヒド放散量	F☆☆☆☆
輸入業者	△△商事 (認証工場番号SP-501)

表示例 2 : 製造業者表示併記

品名	構造用合板
寸法	12mm×910mm×1820mm
接着の程度	特類
等級	2級
材面の品質	C-D
ホルムアルデヒド放散量	F☆☆☆☆
製造業者	〇〇木業有限公司
輸入業者	ABC木材 (株) (ABC Lumber Co.Ltd)

表示例 3 : 輸入業者 別押印

品名	構造用合板
寸法	12mm×910mm×1820mm
接着の程度	特類
等級	2級
材面の品質	C-D
ホルムアルデヒド放散量	F☆☆☆☆
製造業者	〇〇木業有限公司

輸入業者	ABC木材 (株) (ABC Lumber Co.Ltd)
------	-------------------------------

2 ISO/IEC 17065関係

(1) 一般要求事項

(問37) 依頼者（認証の申請者又は認証事業者）との間でどのような合意を取り交わせばよいですか。また、当該合意に含めるべき事項は何ですか（ISO/IEC 17065 4.1.2.1、4.1.2.2）。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、依頼者に対し、JAS法施行規則第48条第1項第1号ニに掲げる事項を含む適正な条件を付す必要があります。このほか、ISO/IEC 17065において、法的拘束力のある合意を結ぶことが求められており、当該合意として、依頼者との間で、以下の事項を含む合意書、契約書等を取り交わすことが必要です。

- (1) 認証の技術的基準に常に適合すること。4.1.2.2a)
- (2) 認証に係る農林物資又は農林物資の取扱いの方法が、継続的にJASを満たすこと。4.1.2.2b)
- (3) 登録認証機関又は登録外国認証機関が行う調査の実施等に関する手配を行うこと。4.1.2.2c)
- (4) 認証に関する表明を適切に行うこと。4.1.2.2d)及びe)
- (5) 格付品の出荷の一時停止等の請求、認証の取消し又は格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務の廃止の場合、認証に言及している宣伝・広告物の使用を中止するとともに、認証文書（別紙等を含む）を返却すること。4.1.2.2f)
- (6) 認証文書を複製する場合、全てを複製するとともに複製である旨明記（「複製」、「コピー」、「写し」等）すること。4.1.2.2g)
- (7) 文書、パンフレット、宣伝・広告物などを用いて認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る農林物資又は農林物資の取扱い等の方法以外のものについて認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関又は登録外国認証機関の業務内容について誤認させるおそれのないようにすること。また、JASに適合していることを示す目的以外の目的で行わないこと。4.1.2.2h)
- (8) 登録認証機関又は登録外国認証機関が、認証事業者に対して上記(7)の条件に違反すると認めた場合、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。4.1.2.2h)
- (9) 格付の表示又は適合の表示に係るJAS法の規定を遵守すること。4.1.2.2i)
- (10) 苦情の記録を保管し、要請に応じて、これらの記録を登録認証機関又は登録外国認証機関が利用できるようにすること。4.1.2.2j)
- (11) 認証された事項を変更しようとする場合は、遅滞なく登録認証機関又は登録外国認証機関に通知すること。4.1.2.2k)

さらに、認証活動の提供に関して登録認証機関又は登録外国認証機関が責任を持って行うべき行為（認証後の認証事項の確認のための調査（年次調査、変

更届等に係る臨時調査等)の実施、機密の保持(情報公開を含む。)、苦情及び異議申立ての処理、JASや認証の技術的基準等の要求事項が改正された場合における依頼者への通知等)についても当該合意に含める必要があります。

(問38) 依頼者(認証の申請者又は認証事業者)へのコンサルティングの申出や提供は禁止されていますが、具体的にどのような行為がコンサルティングに該当するのですか(ISO/IEC 17065 4.2.6)。

(答)

依頼者の申請範囲における製品の製造やプロセス・サービスの実施などに関する行為が、コンサルティングに該当します。

具体的には、認証を受ける又は維持する上で障害となる事項についての個別具体的な対策、改善手段等を教示することなどが該当し、これらについては、登録認証機関又は登録外国認証機関が属する法人のいかなる部門も行うことはできません。

なお、依頼者に対する以下の行為については、コンサルティングには該当しません。

- (1) JAS法令(JAS、認証の技術的基準を含む。)の内容に関する説明
- (2) 申請手続きや認証手数料等の一般的な事項に関する説明
- (3) 認証の審査において、具体的な対処方法を教示せず、認証の技術的基準等に適合しない事項や箇所について指摘し、改善を要する旨伝えること

(問39) 認証機関と関係のある別法人の活動によって認証活動の公平性を損なうことがないようにすることが要求されていますが、登録認証機関又は登録外国認証機関と関係のある別法人とはどのような法人が該当しますか(ISO/IEC 17065 4.2.7)。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関と関係のある別法人とは、登録認証機関又は登録外国認証機関と資源(事務所や要員等)を共有している法人(個人事業者を含む。)、所有(親会社と子会社)関係にある法人等が該当します。

(問40) 認証機関と関係のある別法人が、認証製品の販売・生産、コンサルティングを行う場合等に、認証機関の管理層の要員やレビュー・認証の決定のプロセスに関わる要員が当該別法人の活動に従事することは禁止されていますが、登録認証機関又は登録外国認証機関が認証事業者の職員等を要員として任命することはできますか(ISO/IEC 17065 4.2.8)。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関が、自ら認証した事業者の役職員を、審査員等の要員として任命等をした場合は、資源(この場合は要員)を共有することになるため、当該認証事業者は、当該登録認証機関又は登録外国認証機関と関係のある別法人に該当します。

認証業務の公平性を確保するため、登録認証機関又は登録外国認証機関は、認証製品を販売又は生産する認証事業者の役職員を登録認証機関又は登録外国認証機関の①評価（審査）結果のレビューを行う者、②認証の決定を行う者又は③認証業務に関する権限を持つ管理層として認証業務に従事させることはできません。

また、登録認証機関又は登録外国認証機関の①評価（審査）結果のレビューを行う者、②認証の決定を行う者又は③認証業務に関する権限を持つ管理層の要員は、当該登録認証機関又は登録外国認証機関の認証事業者の認証製品の販売又は生産活動に従事することはできません。

※関連：問4

(問41) 過去に要員がコンサルティングをした製品等のレビューや認証の決定（判定）の業務に対し、当該要員に従事させない期間としてどの程度が適当ですか（ISO/IEC 17065 4.2.10注記1）。

(答)

レビューや認証の決定が公平性を損なわないことを確実にするために十分な期間として、2年以上とすることが適当です。

(問42) 運営から生じる債務を担保できる適切な備えを持つことが要求されていますが、どの程度の備えが必要ですか（ISO/IEC 17065 4.3.1）。

(答)

資産、準備金、保険契約等のうち、一つ又はそれらの組合せにより、事業規模、リスクの大きさなどの事業運営状況等に応じた十分な規模の備えを持つことが必要です。

例えば、

- (1) 認証業務から生ずる債務を担保する保険に加入している
- (2) 保険に未加入の場合でも、認証業務の年間事業収入の最低10%以上の準備金又は資産を保有している

などの場合は、十分な規模の備えがあると考えられます。

なお、準備金額や事業収支を含む直近の財務状況に加えて、保険の加入状況についても情報公開を行うことが求められます。

(問43) 会員で構成される団体である登録認証機関又は登録外国認証機関が、会員にのみ認証を行うことはできますか。また、登録認証機関又は登録外国認証機関の独自基準をJAS認証の条件とすることができますか（ISO/IEC 17065 4.4.3）。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、認証を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、認証のための審査を行うとともに、認証業務を公正に行う必要があります。この場合、依頼者（認証の申請者又は認証事

業者) が非会員であることをもって、認証のための審査や認証業務を行わない理由とすることはできません。このため、会員にのみ認証を行うことは認められません。

また、J A S 認証を受けるためには、事業者が認証の技術的基準に適合することが条件であり、ISO/IEC 17065においても認証機関が不当な条件を課してはならないとされているため、認証の技術的基準とは異なる登録認証機関又は登録外国認証機関による独自基準に適合することを J A S 認証の前提条件とすることはできません。

(問44) 登録認証機関又は登録外国認証機関が認証の技術的基準の他に独自の基準を持ち、その基準に基づく認証活動を行うことは可能ですか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、認証の技術的基準等に基づいて事業者の認証を行います。それに加えて独自の基準を設けて、その基準について別途認証することも可能です。この場合、認証の技術的基準に付加的な要件を加えた基準によって独自の認証を行う場合も考えられますが、J A S 法に基づく認証はあくまでも認証の技術的基準の各要件に適合していることの認証であり、認証の技術的基準とは異なる当該登録認証機関又は登録外国認証機関独自の基準へ適合することの認証をもって、J A S 法上の認証に代えることはできません。

なお、J A S 法上の認証の技術的基準に基づく認証の審査等を独自の基準の認証の審査等と同時に行うことは可能です。

(問45) 機密保持について、法的に拘束力があるコミットメント(約束)によって、情報の管理に責任を負う必要がありますが、業務規程に機密保持に関することを規定すればよいのですか(ISO/IEC 17065 4.5.1)。

(答)

機密保持について、認証事業者との契約書に明記することなどのほか、J A S 法において定めることが要求されている業務規程において規定することによっても、「法的に拘束力があるコミットメント」として認められます。

(2) 組織運営機構に対する要求事項

(問46) 公平性を確保するためのメカニズムを持つことが要求されていますが、どのようなメカニズムを持つことが考えられますか(ISO/IEC 17065 5.2.1注記)。

(答)

有識者、消費者、利害関係者、登録認証機関又は登録外国認証機関の要員などにより構成される委員会のほか、次のようなものを設置することが考えられます。

(1) 複数の登録認証機関又は登録外国認証機関が選出した委員で、構成される

合同の委員会

- (2) ISO/IEC 17021などの他のマネジメントシステムに基づいた公平性を確保する同等の委員会

なお、公平性を期すために、特定の組織に属する者に偏重しない構成割合（有識者、消費者、利害関係者、登録認証機関又は登録外国認証機関の要員などの均衡のとれた構成となっていること。）にする必要があるため、登録認証機関又は登録外国認証機関の要員のみで構成することは公平性を確保しているとは言えません。

(3) 資源に対する要求事項

(問47) 力量をマネジメントする必要がある「認証プロセスに関与する要員」とはどのような者ですか。事務のみを行う者も含まれますか（ISO/IEC 17065 6.1.2）。

(答)

「認証プロセスに関与する要員」とは、プロセス要求事項に規定されている認証プロセスに従事する者が該当します。

具体的には、申請受付時の申請書類の確認や修正要求、調査計画の策定、評価（審査）、レビュー、認証の決定、苦情・異議申立て等に関与する者のほか、認証業務に関する問合せ対応、JASや認証の技術的基準の照会への対応等を行う者が含まれます。

他方、請求書の作成や物品の購入などの事務作業のみを行う者は、認証プロセスに関与する要員には該当しません。

(問48) 登録認証機関又は登録外国認証機関の長が、検査や判定を行うことは認められますか（ISO/IEC 17065 6.1.2.1）。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関の長が検査や判定を行うことは認められます。ただし、当然ながら、長の影響力を行使することなく、公正に検査業務や判定業務を行う必要があります。

(問49) 認証に関する業務を行う要員の力量の基準として、何を定めればよいですか（ISO/IEC 17065 6.1.2.1a）。

(答)

要員の力量の基準については、単なる実務経験及び学歴のみならず、認証プロセスを実行するために必要な知識及び技能についても定める必要があります。必要な知識又は技能として次のものが考えられます。

- (1) 審査の原則、実務及び技術に関する知識
- (2) JAS法令（該当するJASや認証の技術的基準等を含む。）に関する知識
- (3) 認証プロセスに関する知識
- (4) 申請者の事業分野に関する知識

- (5) 申請者の製品、プロセス、サービス及び組織に関する知識
- (6) 報告書等を作成する技能
- (7) プレゼンテーションの技能
- (8) 面談の技能
- (9) 審査のマネジメントの技能 など

また、認証業務の事務を行う者についても、要員の力量の基準として、当該業務に必要な知識について定める必要があります。この必要な知識としては、上記の(2)～(5)などが考えられます。

(問50) 要員の力量の実証や要員のパフォーマンス（要員の活動）の監視はどのように行えばよいですか（ISO/IEC 17065 6.1.2.1c）、e））。

(答)

要員の力量の実証は、履歴書などの記録のレビュー、雇用者等からのフィードバックや面談、審査等の業務における観察や試験などの組み合わせによって行うことが考えられます。特に審査や製品試験を行う者に対しては、実際の書類審査、実地調査、製品検査を実際に行わせ、その観察を行うことにより力量の実証を行うことが重要です。

また、要員のパフォーマンスの監視として、審査員の監視を行う場合には、定期的な調査結果報告書のレビューや必要に応じ実地調査への立会等の方法により行うことが考えられます。

(問51) 外部委託が可能な評価活動にはどのようなものが該当しますか（ISO/IEC 17065 6.2.2.1）。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、的確と判断した機関に対して評価活動を外部委託することができます。

J A S 認証における評価活動としては、認証及び認証事項の確認に当たって行う書類審査、実地の調査、能力の試験、製品検査が該当します。

なお、評価結果のレビュー及び認証等の判定（決定）は登録認証機関又は登録外国認証機関自らが行う必要があります、その行為を外部委託することはできません。

(問52) 審査の外部委託先が認証に係る J A S や認証の技術的基準についての知見を有し、ISO/IEC 17065の認定を取得している場合や製品検査の外部委託先がISO/IEC 17025の認定を取得している場合は、その認定取得をもって外部委託先として適格と判断してよいですか（ISO/IEC 17065 6.2.2.4注記）。

(答)

適格と判断できます。なお、外部委託先が他の登録認証機関又は登録外国認証機関や J A S 法に基づく登録試験業者の場合も同様です。

(4) プロセス要求事項

(問53) 認証機関自身が（依頼者又は他の依頼者に）既に授与した認証を根拠にして、省略できる活動の事例にはどのようなものが考えられますか（ISO/IEC 17065 7.3.5）。

(答)

直近12ヶ月の調査又は検査により、必要な内容の調査又は検査が既に行われている場合に、その調査報告書を活用できることを想定しています。

例えば、登録認証機関又は登録外国認証機関が有機加工食品の輸入業者の認証を行う場合、申請された保管倉庫が自ら認証した別の輸入業者と同じ保管倉庫であって、業務の委託内容も同一であることが確認できるような実地調査の報告書の活用により、当該倉庫についての実地調査を省略することが可能です。

(問54) 他の認証機関や試験所が実施した実地調査や製品検査の評価結果を活用し、認証をすることは可能ですか（ISO/IEC 17065 7.4.5）。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、他の認証機関や試験所（申請者等の試験所は除く。）が実施した評価結果を活用し、認証を行うことが可能です。

この場合、当該評価を行った者が適格であることを確認するとともに、当該評価結果が次の条件を満たす必要があります。

- (1) 活用する評価結果は、12ヶ月以内に実施されたものであること。
- (2) 活用する評価結果の内容は、認証を行うのに必要な情報を全て含んでいること。
- (3) 活用する評価結果は不適合の是正を含むものであること。
- (4) 活用する評価結果に係る全ての認証文書が添付されていること。
- (5) 施設及び管理体制等に変更がないこと。
- (6) 製品検査は、JASで定める測定方法で行われていること。

(問55) 評価に関わる全ての情報及び結果のレビューとは何ですか（7.5.1）。また、レビュー及び認証の決定が同一人物によって行われられない場合において作成する認証の決定のためのレビューに基づく推薦文書には、どのような内容を書けばよいのですか（ISO/IEC 17065 7.5.2）。

(答)

評価結果のレビューとは、認証（認証の維持等を含む。）の決定の前に、申請書及び審査結果（書類審査及び実地調査、製品検査の結果、是正処置報告書、是正処置を評価した最終報告書等）の内容を確認することです。

また、認証の決定のためのレビューに基づく推薦文書には、「認証の基準に適合しているため、認証を推薦する。」、「認証の基準に適合していないため、認証は推薦できない。」などを書くことが考えられます。

(問56) 「認証機関の組織統制の下にある法人」は J A S 法において考えられますか (ISO/IEC 17065 7.6.3)。

(答)

認証の決定をできるのは、認証機関又は認証機関の組織統制下にある法人とされていますが、J A S 法では、当該法人を想定していません。

(問57) 依頼者に提供する認証文書に含める事項はどのような情報ですか (ISO/IEC 17065 7.7.1)。

(答)

認証文書には次の事項を記載する必要があります。

- (1) 認証機関の名称及び住所として、登録認証機関又は登録外国認証機関の名称及び住所。
- (2) 認証が授与された日付として、認証の年月日。
- (3) 依頼者の名称及び住所として、認証を受けた者の氏名又は名称及び住所。
- (4) 認証範囲として、農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分、認証に係る法的根拠 (格付を行う取扱業者の場合、J A S 法第10条第1項) 並びに認証に係る J A S 及び認証の技術的基準。
- (5) その他の情報として、認証に係るほ場、工場、事業所等の名称及び住所。
なお、適合の表示を付する取扱業者であって認証の有効期間が定められている場合は、これらに加えて認証の有効期間を記載する必要があります。

(問58) 要求事項 (J A S 等) が改正された場合に実施する処置とは何ですか (ISO/IEC 17065 7.10.1)。

(答)

J A S 等が改正されたことを全ての認証事業者に通知するほか、認証の技術的基準等に適合しない恐れがある場合は、認証事業者が引き続き基準に適合することを確認する必要があります。

(問59) 認証が (認証事業者の要請で) 終了した場合、又は認証の一時停止若しくは認証の取消しになった場合に実施する認証スキームで規定した処置とは何ですか (ISO/IEC 17065 7.11.3)。

(答)

認証事業者に対し、出荷停止請求や認証の取消し等を行ったときは、インターネット等によりその旨を公表するとともに、遅滞なく農林水産大臣に報告書を提出する必要があります。

さらに、

- (1) 終了 (認証に係る業務の廃止)、取消し (認証の取消し) の場合は、
 - ① 認証文書の返却

- ② 認証を受けている旨の情報の提供の中止
 - ③ 今後の J A S マーク使用の中止
 - ④ 登録認証機関又は登録外国認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消
- (2) 一時停止（格付に関する業務又は適合の表示に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止の請求）の場合は、
- ① 是正処置（再発防止策を含む）
 - ② 認証文書の返却
 - ③ 認証を受けている旨の情報の提供の中止
- を要求することが適当です。

(問60) 認証事業者の一時停止状態を解決（解除）するために必要な手続きとはどのようなものですか（ISO/IEC 17065 7.11.5）。

(答)

是正処置報告が提出された後、以下の手続きにより一時停止（格付に関する業務又は適合の表示に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止の請求）の解決（解除）を行うことが必要です。

- (1) 是正処置（予防処置も含む。）後の体制が認証の技術的基準に適合することについて書類審査を行い、必要に応じ実地調査や製品検査により評価すること。
- (2) 評価結果をレビューし、停止請求の解除を判定（決定）すること。